

宣 誓 書

毒物及び劇物取締法第8条第2項第4号（毒物若しくは劇物又は薬事に関する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者）に該当しておりません。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

印

中国四国厚生局長 様
広島県知事 様